

「色覚問題」について考えよう！

部落解放同盟福岡県連合会筑紫地区協議会 色覚問題学習資料

「色盲」「色弱」という言葉を聞いたことはありませんか？
医学用語としては「色覚異常」、一部には「色覚障害」とも言われています。

色のついたモザイク模様の中にある数字を判読する、という検査を受けた経験をお持ちの方は多いと思います。「石原式色覚検査表」と言われています。

この数字が判読できないと、「色覚異常」とみなされていました。しかし現在では、この「石原式色覚検査表」のみでは正確な判断ができない、数種類の検査機器を使わないと正確に近い診断はできないとされています。

目の中にある感覚細胞が、光の波長を感じ取り、感覚神経がそれを脳に伝え、脳が見分けていると言われています。しかし、ある色が何色に見えるかは、本人以外にはわかりません。多数者に比べ、中には、赤・緑などの色覚において、それぞれ一定程度違うように見える人もいます。また、ある色とある色が似たように見える人、さらには、ある色とある色の組み合わせでは、それらの色の区別がつきにくい人、そして、きわめて稀ですが色の違いがわからず、明暗だけ見える人もいます。色の見え方、見分けにくさの度合いはきわめて多様なのです。色の見え方は、すべての人において大なり小なり個人差があるのです。つまり、色の見え方が違うのは、個人個人の特性なのであり、「異常」でも「障害」でもないのです。したがって、近年は「色覚特性」と言われるようになっていきます。また、当事者の人たちのなかでは、「少数色覚(者)」という表現が広がっています(本資料では「色覚特性」と表現します)。

「色覚異常」「色覚障害」「色盲」という言葉と、これらの言葉を生み出した背景には、色覚における少数者を差別、排除する思想があることを押さえておかなければなりません。これはまぎれもなく人権問題なのです。

「色覚検査」の動き

文部科学省（以下、文科省）は、2003年に、学校健康診断の必須項目から色覚検査を削除しました。しかし昨年になって、希望者は検査を受けられることを周知する

よう、都道府県教委に通達しました。それを受けて、保護者にその旨を呼びかける文書を配布した市町村教委が多くありました。

子どもたちの「色覚特性」を親も子も自覚することは大切なことである、という理由からです。そのことは間違っているとは思いません。しかし、その周知のための文書や資料のなかに、「色覚特性」をもつ当事者の不安と、色覚問題に対する予断と偏見を助長する内容があり、全国各地で誤解や混乱が生じたのです。自覚を促すことが、「色覚特性」にかかわる差別的な社会意識に配慮せずに行われたことで、当事者をさらに苦しめた事例が生じているのです。

今年、県内のある高校でこんなことがありました。

養護教諭が色覚検査を希望した生徒の検査をしていると、自分が一部の色の判別ができないことを確認した際、「あ～やっぱ見えん。俺、ガイジ（障害児のこと）やん」と発言したのです。悲しい出来事です。

「色覚問題」の歴史

そもそも、歴史をたどれば、ある列車事故が発端とされています。

1875年11月15日の早朝、スウェーデンのラゲルンダというところで起きた蒸気機関車同士の正面衝突事故です。それを調べたスウェーデンのある生理学者は、「機関士と給油係が色覚異常であったことが原因である」と推測しました。この事故で機関士と給油係は死亡したため、本当にこの2人が「色覚異常」だったのかを調べるすべはなかったのですが、その生理学者は、「色覚異常が原因だった」と結論づけたのです。これが世界中で鉄道の従業員が色覚検査を受けるようになったきっかけです。何とも乱暴な話です。

その生理学者は、1877年に「色盲とその鉄道及び船舶との関係」という本を出し、これがヨーロッパ各国で翻訳されました。それにより世界各国で、「色覚に異常を持つ者は鉄道業従事者や船員や軍人、警察官、医師、教員などの仕事に就かないほうがいい、あるいは就いてはいけない」といった制限が始まったのです。

日本では、1916年、石原忍・陸軍軍医が徴兵検査用として、当時「色盲検査表」といわれたものを作成しています。これがいわゆる「石原式色覚検査表」の元になっているものですが、1921年には学校用検査表もでき、以来、学校・職場等で広く使われてきました。

石原検査表の当時の解説書には、「もし強度の色覚異常者が、医師、薬剤師、化学者になれば、……他人に災害を及ぼすことがないとも限らない」と記されており、それは2000年ごろまで記載され続けました。現在では、これは科学的根拠に基づいたものではなく、憶測からのマイナス評価であったと言われています【注①】。

拡がる予断と偏見

しかし現実には、科学的根拠を欠くマイナス評価が大きな影響を与え、1957年に発行された「東京医大式色覚異常検査表」の解説書には、いわゆる「色覚異常者」であると人命にかかわる職業、就業させないほうがよい職業、仕事の遂行に重大な過誤をきたす職業、困難な職業などに「分類」し、502種目にわたって掲載されていました。多くの関係者が、この解説書の内容を信じ、またすべての「分類」を同列にみなすなどしたため、石原式検査表の数字を正しく読めなかった人を「色覚異常者」とし、障害者として危険視し、多くの職業から排除してきた歴史があります。

このような経過のなかで、「色覚特性」に関する正しい知識を得ることができずに予断と偏見を持っている人たちが多かったことと相まって、鉄道や船舶にかかわる仕事から始まった職業排除は、実際に医師、教員にも広がりました。さらには、いわゆる「色覚が正常でない者」は化学者、薬剤師、服飾業者、画家、電気工事、印刷業、美容師、調理師など、色を使う仕事に向かないとの奇妙な「常識」が生まれ、学校の進路指導に、あるいは、大学の募集要件（課程によっては制限）にも大きな影響をおよぼしました。

残念なことに今でも、「制限するのはあたりまえだ」という意識をもっている当事者もなかにはいますし、学校現場で、当事者を支え、理解・指導、支援に携わるべき学校の先生のなかにも少なからずいます。

少しずつ、でも……

「色覚特性」を持った人でも、ほとんどの人は信号機の判別はできます。しかし一般的な社会の意識のなかには、「バスやタクシーの運転手にはなれない」という偏見が存在します。西鉄バスの「運転手募集」の応募要件を調べると、「信号機等の識別ができること」となっています。つまり、色覚が「正常か、異常か」ということではなく、業務に支障を「きたすか、きたさないか」ということを判断基準にしているのです。

一時期、「色覚が正常であること」が応募要件であった警察官や消防士についても、「業務に支障をきたさないこと」と見なおした自治体が、今では広がっています。

このように、企業や事業所が、色覚問題についての理解を広め、応募に関する色覚制限の見直しを広げる取り組みが大きな課題だと思います。

しかし、残念ながら、旧態依然として、応募時に「色覚異常でないこと」を要件に

したり、そのために色覚検査をおこなったりするところが少なからず存在します。

例えば、福岡県内のある消防本部の採用要件では、「強度の色覚異常でないこと」や「色覚が正常な者」となっています。ところが、別の消防本部では、「青、赤、黄の識別ができること」、またある消防本部では、「赤、緑、黄の判別ができること」です。同じ仕事の採用要件が事業所によってまちまちになっているのです。

消防士というのは子どものあこがれる職業のひとつです。その消防署などの公的機関でさえも、このように、「色覚特性」について、採用要件がまちまちであったり、あいまいであったりして、子どもの夢を摘んでいる現実があります。つまり、公の機関・事業所でも「色覚特性」による採用制限は今なお存在しているということです。

ある当事者のお母さんの話とその子の作文

最初に気づいたのは、息子が低学年の時でした。何気なく「そこの緑のタオル、とって」と頼んだら、キョロキョロと探していました。「どこにある?」「そこにあるうが!」「これ?」「違うよ!」……。結局息子は茶色のタオルをとって渡してくれました。

その時私は、「ありがとう」と言って受け取りましたが、ひょっとしたら色がわからないのかな、という思いがよぎりました。でも、日常生活に大きな支障がなかったので、気になりながらもそのままにしていました。

ところが、5年生のある日、学校から帰ってきた息子の手が絵の具でひどく汚れていました。わけを訊くと、「図工の時、先生から『●色で塗りましょう』と言われたけど、色がわからなくて違う色にぬった自分にむかって友だちが、『変な色』、『違うし』、『アホやない』などとバカにし、からかったので、くやしくてたまらず、ヤケになり絵の具を自分の手に塗りたいと思った……」と、息子は答えました。また、それを見た先生から「何しようや!?!」と叱られ傷ついたことも話してくれました。

後日、家庭訪問の折、これらのことを先生に話したら、「気づきませんでした」「知りませんでした」という言葉が返ってきました。

私は息子と話しました。「あなたが色の違いがわからないことや、からかわれた時の悔しさとかを伝えんと、みんなはあなたの気持ちがわからんじゃない? みんなに知ってもらえればわかってくれるっじゃない」と。いろいろ話す中で、ちょうどハンセン病の学習をしていた息子は、みんなに伝えることを決意して作文を書きました。

でも、私自身、知人が息子と同じように苦勞していたことや、工業系の高校に行きたかったけどそのことで行けなかったこと【注②】などを聞いていたので、息子もつ

けない仕事がたくさんあると思い込んでいました。だから息子に、「就けない仕事があるかもしれないけど、でもそれでいいやん。色がみんなと違って見えることは、あなたの個性やから、決して卑屈になることではないよ」とも話してきました。でも内心は不安でいっぱいでした。進路を決める時期になったら、親子で悩み、悲しみ、葛藤するんだろうなと思っていましたから。

ところが、今回の「学習資料」を読ませてもらって、初めて知ることがたくさんありました。自分自身がいかに不十分な知識しかなかったのかを痛感しました。とても勇気づけられた思いがしました。息子にもそのことを伝えました。息子の表情がみるみるうちに輝きだしました。とても励まされたようでした。

私の家庭のように、子どもやその親、そしてそれだけでなく、地域の人や、学校の先生も、まだまだ「色覚問題」について「古い思い込み」や「悪しき慣習」「予断や偏見」にとらわれている人がたくさんいると思います。「色覚問題」についての正しい知識と確かな理解を拡げていかなければならないと思います。

そして、いまだに「色覚異常」であることを理由に、応募さえさせない企業・事業所がなくなるよう、この問題を広めていかなければならないと思います。

「みんなに知ってもらいたいこと」

5年生 R・I

ハンセン病の学習をみんなでしましたが、周りの人たちが正しいことを知らずに、ハンセン病の患者に対して差別するようなことをしていました。ぼくは正しいことをきちんと知ること、知らせていくことが大切だと考えました。

今日はぼくのことをみんなに正しく知ってもらいたいので話をします。

一人ひとり考え方が違うように、色の感じ方や見え方には違いがあります。ぼくは生まれた時から色の違いがわかりにくいです。このことで困ることは、図工の時に絵の具の色を選んだり、ぬったりする時です。色がわからない時は友だちに、

「この色ってこれでいいと？」

と聞いています。

このことで、くやしい思いや悲しい思いをしたことがあります。

それは図工で色ぬりをしているときに、色がわかりにくくて近くにいる友だちにいつものように絵の具の色を聞きました。すると友だちから、

「そんな色もわからんと」

と言われました。色がわからずに自分で色をぬっていると、その色を見て、

「あほやない」

と言われました。悲しい気持ちとくやしい気持ちで、色をぬり続けることができずにいらいらして、絵の具をぐしゃぐしゃにして、手をよごしてしまいました。さらに周りの人からは、

「なんでそんなことしようと？」

と笑いながら言われ、きちんと理由を説明しようとしたけど、くやしくて何も言えなくなりました。あの時はそのままにしてきちんと説明できなかったけど、ハンセン病について学習して、周りの人に正しく知ってもらうことが大切だと思うようになりました。

みんなに知ってもらいたいことは、ぼくが困った時に周りにいる人に確認することがあると思うので、そんな時は、

「それでいいよ」「こっちの色だよ」

と教えてほしいです。

きっとぼくと同じような見え方をしている人がいて、同じように悲しい思いをしている人がいるかもしれません。

ぼくも、周りの人が困っている時には、助けることができるようになっていきます。

その他の事でも、ぼくと同じように仲間を知ってもらいたいことがある人がいるかもしれません。みんなも仲間に気持ちを受けとめてもらえるように、まずはみんなに話をしていく勇気を持ちませんか。

子どもたちの夢を大切にするために

多くの学者や医者の方々の長年の研究とこれにもとづく問題提起、あるいは当事者団体の取り組みが進むなかで、「色覚特性」に関する理解が広まり、1993年頃までには、大学の入学制限がほぼ全ての大学で撤廃されました。

また厚生労働省は、2001年、雇用するときの健康診断の検診項目から色覚検査義務を廃止しています。また先に述べたように、文科省も2003年には、学校健康診断の必須項目から色覚検査を削除しました。

その結果、現在では、先に紹介した職種などは、そのほとんどが「色覚特性」をもった人でも就業できるようになっています。

先述した鉄道や船舶にかかわる職業や国家試験が必要な薬剤師、医師（もちろん眼科医も）など、その他にも化学者、教員、服飾業者、画家、電気工事関係など、「色覚特性」をもった当事者は多くいますし、支障なく業務を遂行しています。

しかし残念ながら、先述したように、社会には、「色覚異常の人にはできない仕事がある」との思い込みがいまだに広く存在します。そのような誤解により、

当事者である子どもや保護者、さらには進路指導にあたる学校の先生たちも、それを「当然」のことだと受け止めて、適切な進路指導ができず、子どもたちの進学や就職の夢が引裂かれた事例もあります。将来に夢を持って仕事を選択しようとする「色覚特性」をもった子どもたちや親たちの、またその人たちにかかわる地域社会や学校での理解を広げることも重要です。

「この仕事に就きたい」と思っていた子どもが、その職種には「色覚異常は不可」という要件があることを目の当たりにした時の悲しさ、そしてそれをあきらめるときの悔しさ。また、打ちひしがれた我が子の姿をみて涙するとともに、「子どもが背負わされた不幸は遺伝が原因だからその責任は自分にある」と自責の念に苦しむ母親たちの苦悩……。

そのような親子を支えるには、学校の先生方の果たす役割はとくに大きなものがあります。「色覚特性」についてすべての先生方の正しい知識と理解による進路指導が、「色覚特性」をもった子どもや親に夢と希望と勇気を与えることになるからです。

早いうちに「色覚特性」に気づくことも大切ですが、先生方の理解と指導のスキルを向上させることは、それ以上に重要だと思います。

「色覚異常ということで採用制限することは不合理である」こと、「色覚特性をもっているにも実際には多くの仕事はできる」こと、「各種資格の欠格事項【注③】は、今や一部を除いて廃止、あるいは緩和されている」こと、「制限している企業に当事者の声をあげていこう」など、当事者の親子に正しい情報を提供したり、呼びかけたりすることによって励まし、支え、勇気を与えることは大事なことです。

そのような取り組みを通し、「色覚が正常ではない人は仕事ができない」と、採用試験のときの応募さえも制限している企業、事業所に、「色覚特性」についての正しい知識や理解を広げ、制限撤廃や採用条件の見直しを呼びかけていかなければなりません。

【注①】 「これが大きな間違いだったことは、例えば現在、大学進学にそうした制限はほとんど無くなって久しいが、喜ばれこそすれ困ったという声を聞かないことから明らかだ。そのような人権侵害にも等しい差別の温床となってきたのが、学校の、かつての徴兵検査まがいの色覚検査だった」（日本色覚差別撤廃の会・金子隆芳筑波大学名誉教授）

【注②】 1990年頃には、石原式色覚検査表を誤読するものは受験を制限していた工業系、農業系、看護系などの高校がかなり存在していました。現在では撤廃されています。

【注③】 医師、理美容師、看護師など、資格(免許)を必要とする職業が多数あります。それぞれの業務内容に応じて、ある種の病気や特性を持つ者には、免許が与えられないことが法で定められています。免許が与えられない要件を「欠格事項」といいます。

【出典関係者(団体)・情報提供・監修・協力】

- 日本色覚差別撤廃の会
- 鈴木聡志・東京農業大学准教授
- 高柳泰世・元名古屋大学非常勤講師、本郷眼科院長
- 宮尾〇克・名古屋大学教授
- 小西清則・福岡県人権・同和教育研究協議会会長
- 尾家宏昭・元大分県同教事務局長、しきかくカラーメイト代表